

建築協定だより

第4号 平成4年7月31日

編集・発行 京都市建築協定連絡協議会
京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
京都市住宅局建築指導部指導課内
☎ 075(222)3620

京都市建築協定連絡協議会 第3回総会報告

京都独特の蒸し暑い日が続きますが、皆様方には、ますますご清栄の事と存じます。

さる6月6日、京都市左京区岡崎の京都市伝統産業会館において、市内32協定地区の内、27協定地区の代表者とオブザーバーとして参加された下鴨夜光町、下鴨中川原町及び大枝北斎掛町の代表者を加えて、約50名の方々の御出席をいただき、京都市建築協定連絡協議会第3回総会が開催されました。

藤田会長に議長を、野々村副会長に司会を努めていただき、3部構成の議事もスムーズに進められました。

第1部は京都大学の小林助教授にご講演(2、3面に掲載)をいただき、第2部では、平成3年度の活動内容、同年度決算報告書、平成4年度活動方針案及び同年度予算案について、全員賛成で承認をいただきました。続いて役員の改選が行われ、現役員全員の留任が承認されました。第3部では、意見交換や事務局からの連絡等があり、平成4年度も頑張っていこうという雰囲気のなか閉会となりました。



平成4年度活動予定について

平成4年	4月17日	第1回役員会
	5月25日	第2回役員会兼、総会専門委員会
	6月6日	平成4年度総会
	6月下旬	第1回機関紙専門委員会
	7月上旬	第2回機関紙専門委員会
	7月中旬	機関紙第4号発行
	9月下旬	第2回役員会
	10月上旬	他都市見学交流会
	12月下旬	第3回役員会
平成5年	1月下旬	第3回機関紙専門委員会
	2月上旬	第4回機関紙専門委員会
	3月上旬	機関紙発行
	3月下旬	第4回役員会

平成4年度 役員

会長	藤田吉三郎	阪急桂南地区
副会長	野々村泰三	下鴨第2住宅地区
副会長	別所 貞俊	西桂坂第1地区
幹事	佐々木保憲	岩倉長谷台地区
幹事	田中 実	桃山与五郎町地区
幹事	中坊仁壽治	桃山南大島町地区
幹事	(株)西洋環境開発	桂坂第1~12地区
会計	能勢恵美子	下鴨第1住宅地区
監査	南部 成孝	釜塚町地区

会長あいさつ ~阪急桂南地区 藤田吉三郎~

協議会発足以来、機関紙を3回発行させていただきましたが、その都度、各地区的委員の皆様には、大変お世話になりました。特にアンケート調査につきましては、役員の不慣れもあり各地区的運営委員の皆様方に大変な御苦労をお掛けすることになりましたが、皆様の御協力のおかげで、今後の協定地区の運営に際して大変参考になる資料を得ることができました。なお、結果につきましては、既に「建築協定だより第3号」でご報告させていただいております。

京都市におきましては、「住む、働く、学ぶ、遊ぶ、憩う」という5つのテーマで「まちづくり」を更に強化推進されています。

我々といたしましても、建築協定に関する行政側の組織強化を図っていただくべく、去る2月、市長への要望書を出させていただきましたところ、今年度より担当課長のポストを新しく設置していただきました。このことにより、今後ますます建築協定の推進が円滑に行われるものと期待している次第です。

また、協議会の活動に対しましても昨年度は、京都市から50万円の補助を受けましたが、本年度はこの予算も100万円に増額していただいており、他都市との交流、見学ということにも充足していける事と思います。

今後とも京都市に対しましては、私たちの自主的な「まちづくり活動」に対する御支援の更なる充実を図っていただかよう、要請してまいりたいと思っております。この連絡協議会も何かと軌道に乗ってまいりました。

今後とも、皆様方のお力添えを待ちまして、当協議会をますます発展させていただきますよう、よろしくお願い致しまして、御挨拶とさせていただきます。

新任にあたって

この協議会もこれからが重要な時期であります。そのような時に、まだ力不足ではあります、協議会の発展のために精一杯努力してまいる所存でございますので、これからも御協力、御教示頂きますよう、よろしくお願い致します。



『世界のまちや 一個の主張と全体の調和ー』

講師：京都大学助教授 小林正美



(アムステルダム)

まちや

今、環境問題が大きく取り上げられています。これまで人間が長い歴史の中で造ってきたものが地球に様々な悪影響を蓄積させ、それが直接、人間社会に跳ね返ってくる時代となりました。地球環境問題は、自然環境ばかりでなく、人間どうしの活動についても、それらをいかに調和させうるかが大きな課題となっています。町づくりは人間が行ってきた大きな歴史の行為です。今回は、「個の主張と全体の調和」というやや哲学的な視点から町づくりのあり方を見直してみたいと思います。

「まちや」とは、本来、京都にしか無いものです。しかし、「まちや」が持っている、同じような様式の家に入人々が住んでいて調和を保ちながらも、同時に個々の主張も許しているという特徴に着目すると、似たような意味あいで、世界各地にも「まちや」は存在しているといえましょう。「まちや」には人間どうしが共生していくためのルールが、形として表現されているのではないかでしょうか。

類といふこと

「まちや」を考えるときに、念頭におきたいものに、「類型一タイプ」という概念があります。一つの似かよった集まりではあるが、全く同じものの集まりでない。これが「まちや」の持つ大きな特徴ではないでしょうか。

明治中期には多くの「まちや」が建ち並んでいた京都。それらは皆、同じような表情をしていますが、どれ一つとして全く同じものではありません。個々に少しづつ変化があること、それが落ち着いた町並みを形成しているのです。では何をどのように変えていったら、同じ様であってしかも違うものが造れるのでしょうか。京都の「まちや」をよく観察してみると、その屋根、窓、格子などファサード(建物の正面・顔)を構成する多くの要素の変化のさせ方から、「類」の造り方の一例が学べます。

全く同じものを強制的に宛がわれた場合、私達は、個性や自分というものを失いがちです。しかし、お金をかけなければ技術的、表現的にも多様な自由を享受できる今日、逆に行き過ぎた自由は、乱雑を生むだけであることもまた事実です。お互い何をルール(制約)とすれば「類」がつくれるのか、なかなか難しい問題ではあります。

調和のルール

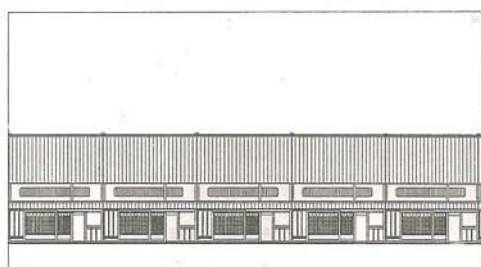
世界の「まちや」を概観してみて、具体的に何が同じかというと、まず建設材料が同じであることが指摘されます。ただしそれは人工的なものではなく、自然の素材をそのまま用いて、さらに手仕事で造られたものは、同じものを造っても一つとして同じものはできず、自ずと「類」を構成します。また屋根の瓦の色や形式が統一されているのも、一つの特徴といえましょう。建物の色が全て統一されている場合には、建物の形の方は、比較的自由にされている場合もあります。ただし、いずれもその地方の気候風土に適した家の形があるため、その形態の自由度にも、自ずと制限が加わってきます。

以下に、これから町づくりの参考になる、二つの事例を紹介しましょう。

(京の町屋のシミュレーション)



少しづつ違ったものを並べた場合



全く同じものを並べた場合

石塀小路

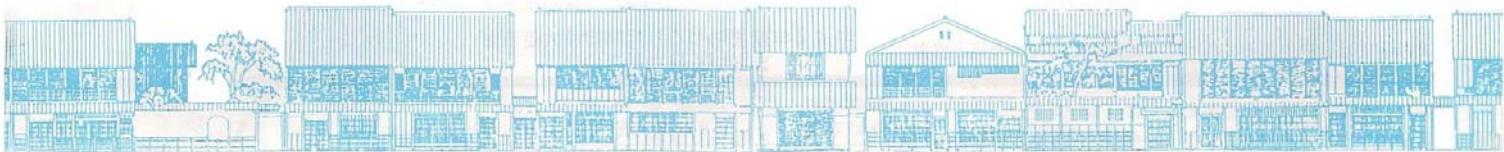
東山は高台寺の近くに石塀小路とよばれる界隈があります。特徴は、地域全体に連なる塀の石積で、一層目は角石積み、その上に玉石を積み、三層目は個人好みで板塀や生垣にしてあります。共通している要素が二つ、あと一つが個々に変化させられている要素です。そして全ての要素が人間の尺度(ヒューマンスケール)で出来ていることで、非常に濃密な地域の一体感と、住み手の気配が伝わってきます。

サンフランシスコのヴィクトリアン

アメリカのサンフランシスコ。坂の多いことで有名なこの住宅地には、ヴィクトリア調の木造の家々が数多く建ち並んでいます。建築協定がここにあるかどうかわかりませんが、アメリカでも最も自由な気風を尊ぶサンフランシスコの人々が、昔ながらの様式を持った家々を、しっかりと維持しているのです。しかも個々の家は、住み手の好みで、壁や装飾の色が幾度も、また様々に塗り替えられています。このような住宅に住めることは、ここでは、自慢もありステイタスシンボルでもあるのです。旧い様式を守った中で自己表現が、調和のとれた魅力的な町並みをつくっています。



(石塀小路)



これまで

昔の様式の家。それを今日、そのまま維持していこうとすると、費用がかかりすぎて実際のところ大変です。そして昔の家は、その時代に尊ばれた社会規範が表現されたものです。そのようなことを考えると、何も昔の様式にかたくなになる必要もなく、今の時代には、もっと自由に、今の私達の生き方、住み方を、家でもって表現してもいいのではないか。しかしその自由とは、その家にはどんな人が住んでも、住み手のライフスタイルを表現できる自由であり、そこには当然、隣近所の人々のライフスタイルも尊重され、自ずと制約もできます。

個(家)の主張と全体(町並み)の調和とは、人間どうしの試行錯誤の中から築きあげられてくるものです。私達が住む京都には、町家という非常に工夫された教材があります。これを通して、個を残しながら、まとまりと調和を表現する精神と技(わざ)を学んでみてはどうでしょうか。

京都には街区内部に、「袋路」と呼ばれる昔ながらの住宅街があります。そこは表路の町家とは異なり、立派なファサードを持つことなく、住環境もいいとはいません。しかしその数は、町家に比べて圧倒的に多いのです。これらの住宅は、現行の建築基準法では立て替えができません。借家も多いことから、土地とともに業者に売り渡されてしまうことも多く、それが重なって路地に大きな建物が建つことになり、周辺の伝統的な町並みが消えていくきっかけともなっています。このような所にこそ、今の時代の「まちや」が造れないか、そこに後世に伝える知恵と技を形として残していくこと、それが私達の時代の責任ではないでしょうか。

質問会

麸屋町通筈屋町区

「まちや」というのは町並みというより、建築様式ではないのですか。

小林助教授

「まちや」は一つの建築様式ですが、これが唯一の完成型だといえるものではなく、長い時代に渡って変化させながら造られてきたものと、私は理解しています。その中でも代表的な形式のみを残せば良いのなら、町家一戸を、歴史的建築物として保存すれば良いのです。しかし「まちや」の良さは、個々に表情の違いを持ちながら全体としてまとまりを形成させている、即ち、群としてあること、町並みとしてあってこそ、その良さが学べるものなのです。



(サンフランシスコ)

西桂坂第一地区

地域ができ、そこに歴史がはじまりますが、人々が昔は自然に集ましたが、今は作為的に集まる。このことに触れ合いの欠如を感じますが。

小林助教授

近世、近代の日本の「まち」や「団地」は、いわゆる御上の規制や専門家と呼ばれる人達の判断でつくられ、それが人々に与えられる事が多かったのも事実です。しかしこれからは、何かをして貢うというのから、自分からやるのだということへ意識変革が必要でしょう。そして、少なくとも自分の家は自分の顔の表現なのだという自覚を持ち、他の家は自分とは違った個性を持つ生き方の表現なのだという配慮を持ったまちづくりが望まれます。

ただし、それをしなければならないという縛り付けの形でまちづくりが為された場合には、少しづつ連和感が蓄積されていき、いずれ心の中に、地域からの離散作用が出てくるのではないかでしょうか。

これから建築協定を考えている地域では、調和をもたらす一定の制約の中で、特に個の方を主張できるようなルールづくりが必要ではないでしょうか。その結果として、今の京都とは異なり、サンフランシスコのような町並みが出来上がるかもしれません。そして昔のまんまの京都を期待する観光客の足は遠のくかもしれません。しかしそこに住んでいる人々が、気持ち良く楽しく住んでいるのであれば、それはそれでまた別の意味で、世界に教えるもの、世界の人が見に来るものがあるのではないかでしょうか。

事務局から



谷担当課長

建築協定担当課長新設

さる2月に連絡協議会から市長宛に出されていた要望に答えるという形で、今年度から建築協定の担当課長が新設されました。建築協定の重要性が徐々に認識されつつある証しのひとつだと思われます。

新設の担当課長は住宅局の谷 久男が務めることになりました。どうぞよろしくお願い致します。

谷担当課長あいさつ

まちづくりは、行政のみで出来るものではありません。市民の皆様と力を合わせて、つくるものと思っています。

まちづくりのための重要な制度の一つであります建築協定の担当課長に任命され、その重責を感じています。皆様と共に、まちづくりに邁進したいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

ただいま募集中!!どしどし御応募下さい。

本年も「まちづくり月間」の行事として標語の募集等を行なっています。詳細は事務局まで。

◎私のまち写真コンテスト

応募期間: 平成4年6月~12月末日(予定)

事務局: (社)日本交通計画協会(☎03-3816-1791)

◎まちづくり標語懸賞募集

応募期間: 平成4年6月~9月末日(予定)

事務局: (財)都市計画協会(☎03-3262-3491)

◎まちづくり設計競技

応募期間: 平成4年6月~平成5年2月(予定)

事務局: (財)住宅生産振興財団(☎03-3437-9331)

まちづくり功労者に建設大臣表彰 伏見区南大島地区建築協定運営委員会が受賞

建設省では、魅力あるまちづくりに対する国民の理解と協力を得ることを目的として、毎年6月を「まちづくり月間」として定め、全国で、様々な行事をとり行っています。

この中でも取り分け大きな催し物として注目されているのが「まちづくりシンポジウム」と「まちづくり月間大臣表彰」です。このうち「まちづくり月間大臣表彰」には、まちづくり事業を担当した事業団体を対象とした「まちづくり事業関係優良団体表彰」と、魅力あるまちづくりに顕著な功績のあった民間の団体や個人に対して感謝状が贈呈される「まちづくり功労者表彰」があります。

今回この「まちづくり功労者表彰」を伏見区南大島地区建築協定運営委員会の方々が受賞されました。おめでとうございます。

この表彰は、それぞれの地区で、その特性に相応した建築物の整備等によって、魅力的なまちなみの実現に努力され、まちづくりという広い視点から見て、良好な景観形成に顕著な功績のあった団体や個人をその対象としています。地域に合った良好なまちづくりの実現ということは、建築協定を通して私たちが日頃、取り組んでいる活動そのものであり、良好な住環境の維持、増進活動に対する大きな支援として歓迎すべきものでしょう。また建築協定そのものに対する国の評価の現れとも解せます。

伏見区南大島地区の皆様方もこのような評価を受けるに充分な活動を続けてこられたことが、「まちづくり功労者」に選ばれた大きな理由ではないでしょうか。

感謝状と共に贈呈された記念品は時計だと聞いております。この時計の刻む時のように、着実な積み重ねによる活動こそが魅力あるまちづくりのための、大事なそして大きな一步ではないかと思います。

(京都市内で、今までに「まちづくり功労者表彰」を受けたのは7地区、このうち5地区は建築協定地区です。)

他都市の建築協定

私達の建築協定を客観的にみると、これからは必要になってくると思います。
他都市の協定について知ることは、このことからも大変に意義深いことでしょう。今回は京都市と同じく、連絡協議会のある横浜市と神戸市を少しですが紹介します。

横 浜 市

209ヶ所の協定地区があります。その中にはテーマを決めて地区内をパトロールし「地区カルテ」を作ったり、「地区内協定だより」を発刊する地区などもあり、それぞれ個性的な活動をされています。

また、連絡協議会も協定運営の手引書を作成するとともに、市と協力しながら見学会にも積極的に取り組んでおられます。協定の諸費用は基本的に地元負担となっておりますが、印刷費用、看板にかかる経費、それに年一回の見学会の費用は市が負担し、住民と行政とが協力しながら、ますますの発展を目指して取り組まれているようです。

以前は一人協定が多かったのですが、最近は住民発意型の協定が増えてきたことや、協定の中に緑化規定を盛り込んでいることも、この都市の特徴といえるでしょう。



横浜市すすき野

神 戸 市

住居系地域での協定ばかりでしたが、平成3年暮れに初めて商業地域での協定が成立しました。

「神戸ハーバーランド地区」という、都市再開発のモデルとなるような未来都市づくりも協定で進めています。この地区も合わせて、現在63ヶ所の協定地区があり、地区の中には、その地域独自の住環境を守っていくために、自治会とは別に「環境を守る会」を組織して協定締結へと結びつけられた地区や、各戸の埠を石垣にしてその斜面を利用した自動車庫などの工夫がみられます。

連絡協議会では、「建築協定運営委員長研修会」を開催し、地区間の情報交換などを活発に行っておられます。市も補助金を出して協議会の活動を応援しています。



神戸北町

全国にはこの他にも、まだまだ多くの協定地区があって、それぞれ地域性を活かした活動をされていることでしょう。幅広い交流で、他都市の事も色々と学んでいきたいものです。



編集後記

今回は連絡協議会の総会があつたり、建設大臣表彰、担当課長の新設などがあつてこれからの建築協定の発展を想像させます。皆さんのご質問やご意見もどんどんお寄せください。

最後になりましたが、発刊に際してご協力くださった皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。